

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第4回期日(20210510)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ)

被告 国

証拠説明書5(甲A号証)

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

2020(令和2)年10月9日

原告ら訴訟代理人 弁護士 石井謙一

同 弁護士 森 あい

ほか23名

| 号証 (甲 A) | 標目 | 原本 写し の別 | 作成年月日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|----------------|----------------------------|----------------|------------|--------------------------|---|
| 133 | 最高裁判例解説刑事篇(昭和33年度)669~678頁 | 写し | 1959年7月20日 | 吉川由己夫 | 最大判昭和33年10月15日刑集12巻14号3305頁の趣旨。 |
| 134 | 意見書 | 写し | 2020年4月3日 | 木村草太 | 本件別異取扱いが憲法14条1項に反すること、憲法24条1項の趣旨は同性カップルにも類推適用されること。 |
| 135 | 『1945年のクリスマス』184, 185頁 | 写し | 2016年6月30日 | ベアテ・シロタ・ゴードン(構成・文=平岡磨紀子) | GHQ民生局のベアテ・シロタ・ゴードンの起草によるいわゆるシロタ草案18条の規定内容。 |
| 136 | 『新・コンメンタル憲法(第2版)』302頁 | 写し | 2019年6月25日 | 木下智史ほか(木下智史執筆部分) | 甲A135号証の原文。 |
| 137 | 『逐条日本国憲法審議録』481, 482頁 | 写し | 1962年7月30日 | 清水伸編 | 口語化憲法改正草案22条で「両性の合意に基いてのみ」とされていた点が、帝国憲法改正案22条で「両性の合意にのみ基いて」とされ、「のみ」の位置が修正されたことについて、議会審議において、戸主や親権者の同意を要するという制限を排して両性の合意により婚姻を成立させようとする趣旨を変更するものではないとの説明がなされていること。 |
| 138 | 『憲法I基本権』453~46頁 | 写し | 2016年4月20日 | 宍戸常寿 | 憲法24条1項が、男女間の婚姻以外の結合について14条1項の審査を排除していないこと。 |